

**日本国内において所属することとなった研究機関の
科学研究費助成事業担当者にお渡しください。**

◆令和4(2022)年度科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)(国際共同研究加速基金(帰国発展研究))の交付申請に係る手続きについて

I 当該研究代表者の交付申請に係る条件

交付申請に当たっては、当該研究代表者が以下の条件を満たす必要がありますので、確認した上で、交付申請書等を提出してください。

(1) 令和6(2024)年4月30日までに交付申請を行うこと。

※日本国内の研究機関(注1)において産前産後の休暇又は育児休業を取得することに伴い交付申請を留保する場合を除き、期日までに交付申請を行う事ができない場合には、条件付き交付内定を取り消します。

(2) 交付申請に当たっては、日本を主たる拠点として研究を遂行するために、教授、准教授又はそれに準ずる身分(ポストドクターは除く)として日本国内の研究機関に所属し、科研費の応募資格を取得すること。

(注1) 日本国内の研究機関は、科学研究費補助金取扱規程(文部省告示)第2条に規定される研究機関であることが必要です。(研究機関については、日本学術振興会ホームページ「機関番号一覧」(<https://www.kaken.jsps.go.jp/kaken1/kikanList.do>)を参照すること。)

II 提出書類及び提出期限

別紙1「科学研究費助成事業－科研費－学術研究助成基金助成金の使用について各研究機関が行うべき事務等」の内容を確認した上で、下記の提出書類を日本学術振興会研究助成第一課(下記V参照)に、提出期限までに提出してください。また、提出書類作成に当たっては提出予定日の1ヶ月程度前に「V 提出先・問合せ先」に連絡してください。

提出書類(予定)	作成者	提出期限
(1) 必ず提出する書類		
① 交付申請書(様式D-2-1)	研究代表者	令和6(2024)年4月30日 (上記の条件を満たした場合は、提出期限まで随時提出可能)
② 支払請求書(様式D-4-1)	研究代表者	
(2) 必要に応じ提出する書類		
③ 交付申請の辞退届(様式D-7) ④ 研究代表者の転出報告書(様式D-8) ⑤ 育児休業等に伴う交付申請留保届(様式D-10) ⑥ 間接経費の辞退届(様式D-11)	研究機関	令和6(2024)年4月30日 (上記の条件を満たした場合は、提出期限まで随時提出可能)

III 提出方法

科研費電子申請システム(以下「電子申請システム」という。)により日本学術振興会へ提出してください(別紙2参照)。

※印刷物の郵送による提出は不要です。

※電子申請システム上で書類を作成するには、事前に当会でのシステム処理が必要となりますので、提出予定日の1ヶ月程度前に「V 提出先・問合せ先」に連絡してください。

※交付申請書、支払請求書の作成及び確認に当たっては、日本学術振興会のホームページ(URL: https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/17_koufu/index.html)において、「学術研究助成基金助成金交付申請書・支払請求書チェックリスト(研究機関用)」を掲載していますので御活用ください。

IV 留意事項

1. 今回、適用することを予定している交付条件は別紙3のとおりですので、当該研究代表者に既に周知しています。
2. 交付申請に当たっては、電子申請システム上で「研究活動の公正性の確保及び適正な研究費の使用について確認・誓約すべき事項」（別紙4）について、研究者に確認を求めています。この確認事項において、研究代表者及び研究分担者が既に研究倫理教育の受講を行ったことを確認すること、日本学術会議の声明「科学者の行動規範—改訂版—」や、日本学術振興会「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—」の内容のうち、研究者が研究遂行上配慮すべき事項について、十分内容を理解し確認することとしています。
また、本内容は本会のホームページに掲載していますので、研究代表者の責務として、本内容を研究分担者等にも必ず周知し、理解してもらうよう各研究代表者に周知してください。
URL：https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/15_hand/index.html
3. 日本学術振興会への交付申請書の提出日以降に研究を開始し、必要な契約等を行って差し支えありません。必要な経費は、助成金受領後に支出するか、研究機関等が立て替えて助成金受領後に精算してください。また、間接経費については、公正・適正かつ計画的・効率的に使用してください。
4. 本研究課題の助成金は、請求額にかかわらず各年度の請求額全額を一括して送金します。交付申請を行う時期が前期（4月～9月）の場合は全額を前期分に計上、交付申請を行う時期が後期（10月～3月）の場合は全額を後期分に計上してください。
5. 交付申請書に含まれる個人情報、助成金の交付等業務のために利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）するほか、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）に提供するとともに、政府標準利用規約*に準拠して取り扱い、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）に収録し公開する予定です。
※【参考：政府標準利用規約（第2.0版）（平成27年12月24日決定 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議）】
URL：https://www.digital.go.jp/resources/open_data/
6. 交付申請書の提出後から交付決定までの間に研究代表者に異動等があった場合、及び研究分担者を変更する必要がある場合には、速やかに下記Vに連絡してください。
7. 今回、条件付き交付内定を行った研究課題の研究代表者のうち、本件通知日時点で、e-Rad上でエフォートの合計が100%を超過している研究者（以下「超過者」という。）については、その旨を別途連絡します。当該連絡があった場合は、交付申請書の提出までにe-Radに登録されているエフォートを修正する必要があり、エフォートが100%を超過している状態が解消されるまで、交付決定を行いません。超過者に対するの連絡等の詳細は、平成30年3月22日付け事務連絡「科学研究費助成事業における平成30年4月1日以降のエフォート管理について」（https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1402832.htm）を確認してください。
また、交付申請に当たっては、e-Rad上でエフォートが登録されている必要がありますので、必ずe-Radを確認してください。エフォートの登録が行われていない場合は、交付決定を行いません。なお、e-Radに登録するエフォートは本研究課題に対するエフォートであり、交付申請書に記載する「日本の研究機関における職務のエフォート」と一致しなくてもかまいません。
8. 科研費による研究の実施に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」を提出する必要があります。両チェックリストの提出がない研究機関に所属する研究者が、研究代表者又は研究分担者として参画している研究課題については交付決定を行いませんので、該当する場合は速やかに提出してください。詳細は公募要領を確認してください。
9. 平成29年2月17日付けで文部科学省から関係研究機関宛てに参考2の通知が発出されています。については、貴機関所属の研究代表者に周知してください。また、貴研究機関において研究代表者からの申し出を受ける等により、国際連合安全保障理事会決議第2321号の主文11に該当する可能性のある事実を把握した場合には、「V 提出先・問合せ先」に報告してください。
10. 科研費による研究活動を行う研究者は、当該研究者が関与する全ての研究活動に係る透明性の確保のために必要な情報（当該研究者の研究資金や兼業等に関する情報の他、寄附金等に関する情報、資金以外の施設・整備等による支援に関する情報を含む）について、

研究機関の取扱いに基づき研究機関と適切に共有する必要があります。

※参考：

【競争的研究費の適正な執行に関する指針（令和3年12月17日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）】

URL：<https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/shishin.pdf>

【研究インテグリティの確保に係る対応方針（概要）（令和3年12月 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局）】

URL：<https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/gaiyo.pdf>

1. 科研費による研究活動を行う研究者は、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づき規制されている技術の取扱いを予定している場合には、当該法律や所属研究機関の規程等を踏まえ、安全保障貿易管理体制や対処方法を十分に確認することとしており、研究機関は、当該事務を適切に行うために必要な体制を整備する必要があります（参考3参照）。

V 提出先・問合せ先

〒102-0083 東京都千代田区麴町5-3-1

独立行政法人日本学術振興会 研究事業部 研究助成第一課 基金助成係

TEL 03-3263-1057

（添付書類）

- 別紙1 「科学研究費助成事業－科研費－学術研究助成基金助成金の使用について各研究機関が行うべき事務等」
- 別紙2 「科研費電子申請システムを利用した交付申請について」
- 別紙3 「科学研究費助成事業－科研費－学術研究助成基金助成金研究者使用ルール（交付条件）」（予定）
- 別紙4 「研究活動の公正性の確保及び適正な研究費の使用について確認・誓約すべき事項」
- 参考1 「科研費振込口座の開設及び登録（修正）について」
- 参考2 「国際連合安全保障理事会決議第2321号の厳格な実施について（依頼）」（平成29年2月17日付け 文部科学省大臣官房国際課長通知）
- 参考3 「外為法の遵守徹底及び安全保障貿易管理に係る体制整備について」（経済産業省貿易管理部安全保障貿易管理課）